転入・転出

転入・転出等の届出はお早めに

3月から4月にかけては、就職や転勤等で、住所が変わる方が多くなります。住所が変わる場合は、市役所への届出が必要ですので、早めに手続きをしてください。

なお、届出の際には、運転免許証やマイナンバーカード（個人番号カード）などで届出人の本人確認をします。また、本人及び世帯主、世帯員以外の方が届出をされる場合は、委任状が必要です。

転出するとき

転出予定日と転出先が確定してから届出をしてください。

必要なもの
マイナンバーカード（お持ちの方のみ）、住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）、マイナンバー通知カード、印鑑、国民健康保険証（加入者のみ）、後期高齢者医療保険証（該当者のみ）、介護保険証（該当者のみ）、子ども医療費受給者証（該当者のみ）、印鑑登録証（登録者のみ）

転入するとき

転入した日から14日以内に届出をしてください。

必要なもの
転出証明証またはマイナンバーカード（お持ちの方のみ）、住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）、マイナンバー通知カード、印鑑、国民健康保険証（加入者のみ）、後期高齢者医療保険証（該当者のみ）、介護保険証（該当者のみ）、子ども医療費受給者証（該当者のみ）、外国人の方は在留カード

転居する（市内で住所が変わる）とき

転居した日から14日以内に届出をしてください。

必要なもの
マイナンバーカード（お持ちの方のみ）、住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）、マイナンバー通知カード、印鑑、国民健康保険証（加入者のみ）、後期高齢者医療保険証（該当者のみ）、介護保険証（該当者のみ）、子ども医療費受給者証（該当者のみ）、外国人の方は在留カード

■**問合せ**　市民生活課市民係　TEL72-1111（内線149）

給付金

経済対策臨時福祉給付金について

経済対策臨時福祉給付金は、平成26年4月の消費税率引上げによる影響を緩和するため、国の経済対策の一環として所得の低い方々に対して実施されます。今回は、軽減税率導入までの平成29年4月から平成31年9月までの2年半分を一括して支給します。

※経済対策臨時福祉給付金と平成28年度臨時福祉給付金は異なる給付金です（平成28年度臨時福祉給付金の申請受付は終了しました）。

支給について

支給対象者　次のすべての条件を満たす方（平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者と同じ）

- 平成28年1月1日時点で本市に住民登録（住民票）がある方
- 平成28年度市県民税（均等割）が課税されていない方
- 平成28年度市県民税が課税された方の扶養親族等になっていない方
- 生活保護等を受けていない方

※扶養親族等の範囲は、税務上の扶養に準じます。具体的には、控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者及び白色事業専従者のことです。

※支給決定前に亡くなられた方は対象外です。

支給額　対象者1人につき1万5千円（1回限り）

申請について

申請方法　対象と思われる方には、3月初旬に申請書を送付します。申請会場または郵送で申請してください。

必要なもの　申請書、運転免許証または保険証のコピー（対象の方全員分）、在留カード（外国人の方）、申請者の通帳のコピー、印鑑

※代理申請の場合は代理人の身分確認書類と印鑑も必要

申請期間　6月6日（火）まで

※期間中に申請がなかった場合、給付金を支給できませんのでご注意ください。

受付時間　平日の午前8時30分から午後5時15分（正午～午後1時を除く）

申請会場　市役所北別館会議室（福祉課へ変更になる場合があります）

給付時期　申請受付から約2カ月後にご指定の金融機関口座に振込みます。

※審査の結果、支給要件に該当しない場合は、「不支給」となります。

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください

申請内容に不明な点があった場合、市役所から問合せを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のために手数料などの振込を求めることは絶対にありません。市役所や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話がかかってきたり、不審な郵便が届いた場合はすぐに最寄りの警察署に連絡してください。

■**問合せ**　福祉課社会係　TEL72-1111（内線135）

軽自動車税

軽自動車の名義変更・廃車手続き等について

原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車、二輪の小型自動車を取得・譲渡したときまたは住所が変わったときは15日以内に、廃車したときは30日以内に申告（手続き）が必要です。

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に対して課税される税金です。4月2日以降に廃車等の手続きをした場合でも、月割りによる減額はなく、その年度の税額を全額納めていただくことになります。廃車の手続きが完了するまでは軽自動車税が課税され続けますので、名義変更や廃車手続きは4月1日までに行ってください。

また、所有者が死亡した場合も名義変更等の手続きをお願いします。

原動機付自転車、小型特殊自動車用の申告書は市役所税務課に備え付けています。また、市ホームページからもダウンロードできます。

◎原動機付自転車（125cc以下）及び小型特殊自動車

原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車、二輪の小型自動車を取得・譲渡したときまたは住所が変わったときは15日以内に、廃車したときは30日以内に申告（手続き）が必要です。

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に対して課税される税金です。4月2日以降に廃車等の手続きをした場合でも、月割りによる減額はなく、その年度の税額を全額納めていただくことになります。廃車の手続きが完了するまでは軽自動車税が課税され続けますので、名義変更や廃車手続きは4月1日までに行ってください。

また、所有者が死亡した場合も名義変更等の手続きをお願いします。

原動機付自転車、小型特殊自動車用の申告書は市役所税務課に備え付けています。また、市ホームページからもダウンロードできます。

◎原動機付自転車（125cc以下）及び小型特殊自動車

廃車手続きに必要なもの

- 所有（使用）している方の印鑑（名義変更については新・旧所有者（使用者）の印鑑）
- ナンバープレート
- 標識交付証明書

申告先　税務課課税係　TEL72-1111（内線154・155）

◎軽自動車（四輪、三輪、250cc以下の二輪）

申告先　全国軽自動車協会連合会鹿児島事務所（鹿児島市谷山港2丁目4-42）　TEL099-261-4011

◎二輪の小型自動車（250ccを超えるもの）

申告先　国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局（鹿児島市谷山港2丁目4-1）　TEL050-5540-2089

■**問合せ**　税務課課税係　TEL72-1111（内線154・155）

滞納整理

3月は市税等滞納整理強化月間です

「差押え」を強化します

市では、毎年増加傾向にある市税等の滞納額の縮減と収納率向上を目指し、3～5月を「市税等滞納整理強化月間」として滞納解消に取り組みます。納税について誠意のみられない滞納者に対しては、給与や預貯金の差押えのほか、捜索やタイヤロックによる自動車やバイクの差押えなど、厳正・公平な徴収対策を強化します。

納期限を過ぎて納付した場合は「延滞金」を加算

市税等に未納があると、本来納めるべき税のほかに、督促手数料（1期ごと100円）、延滞金（納期限1カ月経過までは年2・7%、1カ月経過後は年9・0%）も納めなければならなくなります。

延滞金は納期限の翌日から計算され、原則、減免はありません。市税等の納め忘れがある方は、早めに納付をお願いします。

便利で安心な「口座振替」のご利用を

口座振替は、指定した金融機関の口座から自動的に振替納付されるので、市役所や銀行に納付に行く手間が省け、納め忘れもなく便利で安心です。手続きは税務課や市内金融機関で行えますので、ぜひ、口座振替の申請手続きをお願いします。

納税が困難な方はご相談を

災害や盗難、本人や家族の病気、事業の休廃止、失業などのやむを得ない事情により市税等の納期ごとの納付が困難な方は、早めに税務課にご相談ください。

休日（毎月第3日曜日）市税納付窓口を開設

開設時間　午前8時30分～午後5時15分

※お越しの際は、宿直室員へ申し出てください。

※税の賦課に関する問合せには回答いたしかねます。

県・市町合同公売会

1月26日に県民交流センターで、県と12市町による合同公売会が開催されました。公売会は市税等の滞納により差し押さえた財産を売却して、その買受代金を滞納している税に充てることにより、滞納額の縮減を図るものです。公売会には美術品や日用品など、262点の公売物件が出品。そのうち243点が売却され、滞納市税等に充てられました。

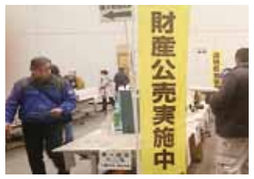

▲合同公売会の様子

差押実績について

●本市の差押実施件数等

内訳	平成27年度（実績）	平成28年度（H29.2月末現在）
給与	27件	21件
預貯金	14件	13件
生命保険	―	1件
動産（捜索）	2(3)件	―
その他債権	31件	25件
計	74件	60件
換価による税収等	3,939,069円	3,605,481円

※( ) 内は捜索件数

■**問合せ**　税務課管理収納係　TEL72-1111（内線152）